

諮問実施機関：熊本県教育委員会

諮問日：平成30年（2018年）7月24日（諮問第24号）

答申日：平成31年（2019年）3月15日（答申第20号）

事案名：スクールカウンセラーの聴き取り及びカウンセリング記録の不開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「SC来校状況 平成〇〇年〇〇月〇日（〇）」に記載されたスクールカウンセラー（以下「SC」という。）と〇〇〇〇との面談に関する情報について、平成30年（2018年）3月9日に行った不開示決定については、別表の「審査会が開示すべきと判断した部分」を除き、不開示が妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 平成30年（2018年）1月25日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、審査請求人の子である〇〇〇〇（以下「本人」という。）の法定代理人として、本人に代わって「SCの聴き取り カウンセリングの記録 H〇〇年〇月～〇月 1または2回 〇〇〇〇についての記録」という内容の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成30年（2018年）3月9日、実施機関は、「SC来校状況 平成〇〇年〇〇月〇日（〇）」（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報を、本件開示請求の対象となる情報（以下「本件対象情報」という。）として特定し、当該情報について、条例第16条第6号の規定に該当することを理由として不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成30年（2018年）5月11日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、熊本県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成30年（2018年）7月24日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は、いじめ防止対策推進法第23条及び第28条に違反しており違法である。

本人に対してのいじめの事案は、本人が学校を飛び出した際に〇〇〇〇があったほか、相当期間の欠席を余儀なくされ退学に至ったうえ、およそ2年に渡り心身の衰弱が続いたこと等から、いじめの重大事態に相当すると思われる。それにもかかわらず、〇〇高校は当該事案を重大事態として熊本県教育委員会に報告していない。

同法では、重大事態に際しては、必要な情報を保護者に適切に提供するものとしている。本件行政文書は、学校側が存在すると認めている数少ない資料であり、貴重な情報である。

なお、審査請求書では、重大事態にされていない（同法第28条の事案として扱われていない）ことを問題としているのである。熊本県教育委員会が、弁明書において、当該事案が重大事態でないことを前提に、情報提供の観点からの検討の必要性はないとしているのは、論点のすり替えか読解力の不足と感じる。

(2) 熊本県教育委員会は、不開示とした理由について、当該行政文書には、個人の評価、指導に関する情報が記載されており、これを開示することにより当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価に支障をおよぼすおそれがあるため、条例第16条第6号に該当するとしている。

しかし、本人は既に転学し高校を卒業しているため、開示される評価、診断、選考、指導の内容が進路等に影響を与えることはない。同学年の生徒も卒業しているため、内容が伝わることもなく、〇〇高校における生徒相談に影響も与えない。したがって、同号は不開示の根拠としては脆弱である。

また、そのようなマイナスの影響よりも、本人の尊厳が守られたことが確認できるプラスの効果を期待している。公開できないとなれば、本人の尊厳が守られなかったため公開できないのではないかという疑念を持たざるを得ない。

(3) 本人が話した内容が分かればいため、評価、診断、選考、指導を黒塗りした文書の公開でも構わない。もし、記録に本人の話がなく、評価、診断、選考、指導の内容だけであれば、全て黒塗りとなってもよい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書は、SCの聴き取り内容を、学校の職員である教育相談担当職員が聴

き取ってまとめたものである。学校におけるカウンセリングは、SCが相談者の話を傾聴し、相談者の気持ちを理解し共感していくものであるが、SC側が捉えた事項及びそれを基にした評価・所見等を相談者である本人が見ることになった場合、今後、SCと本人との信頼関係が損なわれることになることが予想される。

また、SCにより評価・所見等を一部でも開示することになれば、本人以外の同様の相談をする者に対するカウンセリングの場合においても、当該相談者との信頼関係が損なわれることを懸念して、SCは教育相談担当職員に当たり障りのない評価・所見だけを伝えることになることも考えられる。

このため、当該情報を開示した場合、学校におけるカウンセリング業務ひいては生徒指導及び教育相談全般について支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、条例第16条第6号に該当すると判断したものである。

2 審査請求人は、本人の学校での対人トラブルをいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する重大事態であると捉え、必要な情報を保護者に適切に提供すべきという理由で、本件処分の取消しを求めている。

しかし、同法第28条第2項の規定により適切に提供する重大事態の調査に係る情報とは、その重大事態について、学校の設置者又は当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行った場合に得られた情報である。

当該事案については、重大事態として取り扱っていないため、同法第28条に規定する調査を学校では行っていない。したがって、同項に規定する情報提供の観点からの検討の必要性はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象情報について

本件対象情報は、SCと本人の面談後に、〇〇高校の教育相談担当職員がSCから面談の内容等を聴き取り作成した記録に記載された情報であり、その構成は以下のとおりである。

- (1) 標題、供覧欄及び同欄に押印された印鑑の印影
- (2) 面談の日時及び出席者等
- (3) 面談の内容に係る情報

2 本件処分の妥当性について

本件対象情報について、諮問実施機関は、その全体が条例第16条第6号に該当すると主張していることから、同号該当性について検討する。

- (1) 条例第16条第6号の解釈について

ア 条例第16条第6号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人の評価、診断、選考、指導等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 条例の解釈運用基準によれば、同号は、「個人の評価、診断、選考、指導等の適正な執行を確保するため、これらに関する個人情報を開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである」とされている。

個人の評価等に関する情報とは、「具体的に列挙した個人の評価、診断、選考、指導のほか、『等』として、判断、相談に関する情報やこれらに類する情報を含む」ものとされている。

ウ 同基準によれば「開示することにより、今後反復、継続して本人に対して行われる評価、診断、選考、指導等が困難になる場合」の他、「評価、診断、選考、指導等の性質上、開示をすることにより、今後、反復継続される本人以外の者への同種の評価、診断、選考、指導等を行うことが困難になる場合」も「開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるとされている。

(2) 本件事案の検討

ア 検討のポイント

(ア) 本件対象情報については、面談（相談）の記録であることから、全体として「個人の評価等に関する情報」に該当するものと認められる。

(イ) 本人は既に転学した後に別の高等学校を卒業しており、今後、本人に対して今回のSCによるカウンセリングが行われることはないと考えられる。そのため、本件対象情報については、開示することにより、将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがある部分、すなわち、今後のSCによる他の生徒に対するカウンセリングに支障を及ぼすおそれがある部分が、条例第16条第6号に該当することとなる。

(ウ) 一般的に、相談記録については、当該記録を相談を受けた者自身が作成し、相談者や相談を受けた者の発言（以下「相談者の発言等」という。）が事実として、評価・所見等と区分されて記録されているのであれば、相談者の発言等は既に相談者本人が了知している情報であり、相談者本人に開示することにより、将来の同種の相談業務に支障を及ぼすおそれはなく、条例第16条第6号には該当しないものと考えられる。

一方、相談を受けた者による評価・所見等については、当該情報が将来、相談者本人の目に触れることになる場合、相談を受けた者は相談者との無用な摩擦をおそれて、当たり障りのない評価・所見等しか記録しなくなることも考え

られる。したがって、相談を受けた者による評価・所見等については、開示することにより、将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、条例第16条第6号に該当し不開示が妥当である。

イ 本件対象情報についての判断

(ア) 標題、供覧欄、同欄に押印された印鑑の印影、面談の日時及び出席者等（上記1（1）及び（2））

上記の情報については、開示することにより、今後のSCによる将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがある情報と認められないため、条例第16条第6号には該当せず、開示すべきある。

(イ) 面談の内容に係る情報（上記1（3））

a 本件行政文書は、SC自身が面談の内容を記録した文書ではなく、学校における指導・支援を適切に実施するために、学校の教育相談担当職員がSCから聴き取りを行い作成した文書である。

b 上記ア（ウ）で述べたように、当該記録を本人と面談を行ったSC自身が作成し、本人やSCの発言等（以下「本人の発言等」という。）が事実として、評価・所見等と区分されて記録されているのであれば、本人の発言等は、条例第16条第6号に該当しないと考えられる。しかし、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、当該行政文書は、その形式上、本人の発言等が事実として評価・所見等と明確に区分されて記載されておらず、本人の発言等に当たる部分を正確に特定することは困難であった。

c したがって、面談の内容に係る情報については、全体としてSC又は学校の教育相談職員の評価・所見等が含まれていないとは断定できない。よって、当該情報を一部でも開示した場合、今後のSCによる将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれが否定できず、そうである以上、条例第16条第6号に該当し、不開示とするのが妥当である。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、いじめ防止対策推進法第23条及び第28条に基づく情報提供の必要性についても主張している。しかし、当審査会は、あくまで実施機関による個人情報の不開示決定等が条例に基づき適正に行われたかを審査する機関であり、当該事案が同法第28条に規定された重大事態に該当するかどうか等を判断する立場にない。

そのため、同法第23条及び第28条に基づく情報提供の必要性については判断せず、専ら、条例第16条第6号の該当性について判断したものである。

4 結論

以上の理由で、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

前記のとおり、本件行政文書では、形式上、本人の発言等が事実として評価・所見

等と明確に区分されて記載されておらず、本人の発言等に当たる部分を特定することは困難という理由で、面談の内容に係る情報全体が条例第16条第6号に該当するという判断に至った。

しかし、上記2(2)ア(ウ)で述べたように、一般的に、相談者の発言等が、条例第16条第6号には該当せず、開示すべき情報であることを踏まえると、相談記録を作成するに当たっては、相談者の発言等と、相談を受けた者による評価・所見等を明確に区分して記載することが望ましい。

熊本県個人情報保護審査会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 澤田 道夫
 委 員 詫間 幸江
 委 員 谷口 美樹
 委 員 徳永 達哉

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年(2018年)7月24日	・ 諮問(第24号)
平成30年(2018年)10月30日	・ 審議
平成30年(2018年)11月27日	・ 審査請求人の口頭意見陳述、実施機関からの説明聴取、審議
平成30年(2018年)12月21日	・ 審議
平成31年(2019年)1月29日	・ 審議
平成31年(2019年)2月26日	・ 審議

別表

本件行政文書の頁	実施機関が開示しない部分	審査会が開示すべきと判断した部分
1	全部	・ 標題、供覧欄及び同欄に押印された印鑑の印影 ・ 面談の日時及び出席者等
2	全部	なし